

指定地域密着型サービス事業者の指定の更新について

○指定の更新について

指定地域密着型サービス事業者（介護予防も含む。）については、指定基準に沿って事業が運営されているかを定期的に確認するために、指定の効力に6年間の期限が設けられています。事業者は、指定日から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間の満了により指定の効力を失います。更新申請時には、原則として指定申請の際と同様に立入検査等を行うことになります。

○今年度の対象事業者について

今年度は、下表のとおり、3つの事業者について指定の更新が必要となります。

なお、指定の更新にあたっては、介護保険運営協議会にてご意見をいただくこととなります。

事業所名	事業者名	所在地	指定日	有効期間 の満了日	更新日 (予定)
余香庵	有限会社 プラス	今の庄1丁目2-12	H20.12.8	H26.12.7	H26.12.8
グループホーム 花梨	社会福祉法人 豊資会	花見南2丁目14-15	H21.4.1	H27.3.31	H27.4.1
グループホーム りびんぐ 紀水庵	有限会社 ステップ	小山田497番地1	H21.4.1	H27.3.31	H27.4.1